

■（給与）月60時間超の時間外労働「割増賃金率50%」設定手順

2023年4月1日より、中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。
PBシステム給与メニューにおいては、現行のシステム環境で対応が可能です。 設定例をご案内します。

■ Step1 割増賃金掛け率の設定

勤怠情報

時間外項目のうち、使用していない項目の名称・掛け率を変更します。

例) 勤怠項目「時間外予備1」を「60時間超残業」に名称変更し、掛け率を「1.50」とする

■ Step2 支給控除項目の設定

支給控除項目

使用する時間外項目に連動する支給項目の名称を調整します。

例) 時間外項目「時間外予備1」に対応する支給項目「No.17:時間外予備1」の名称を「60時間超時間外」に変更する

■ Step3 明細書パターンの設定

明細書パターン

割増に対応する時間外項目を「勤怠項目」欄に、
その計算対象となる支給項目を「支給情報」欄にそれぞれ追加します。

例) 勤怠項目欄に「60時間超残業」を、支給情報欄に「60時間超時間外」を、それぞれ追加する

■ 給与データ入力

上記設定を行うと、「60時間以下」「60時間超」を分けて入力・算出することができるようになります。

入力例) 平日普通残業が67時間発生した場合

時間外項目	入力値
法定時間外1(掛け率 1.25)	60(h)
60時間超残業(掛け率 1.50)	7(h)

算出される支給項目
法定時間外1
60時間超時間外

詳しい操作手順はサポート
ページに掲載しております。

NMC サポート



～お知らせ
(2023/2/13 掲載)